平成３０年（フ）第３００７号
東京都江戸川区興宮町15―10
債務者　長谷川正雄
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０１５号
東京都墨田区菊川２丁目18―７―803
債務者　小田　直利
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０１８号
東京都足立区皿沼３丁目10―１
債務者　新井　康子（旧姓林・小林）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３０２８号
東京都品川区東品川２丁目２―27―603
債務者　早坂　敦子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月10日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第６６６号
横浜市中区大平町77番地
債務者　窄口　和孝
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７０５号
横浜市金沢区富岡東１丁目５番12号　ＦＯＲ―１アパート201
債務者　近藤美代子
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第７２０号
横浜市緑区十日市場町1258番地　十日市場ヒルタウン２―７号棟404号
債務者　近藤　宗彦
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１８１号
静岡市葵区駒形通４丁目６番９号　市営住宅羽衣２―14号
債務者　谷岡　俊徳
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月10日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月11日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成３０年（フ）第１０１号
静岡県袋井市浅羽3384番地の３、前住所静岡県掛川市本郷441番地の７
債務者　植村セルジオこと　ウエムラ　セルジオ（ＵＹＥＭＵＲＡ　ＳＥＲＧＩＯ）
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第１６５号
静岡県浜松市中区佐藤１丁目31番４号　Ｋ１メダリストⅢ　201
債務者　石割美津江
1　決定年月日時　平成30年５月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成３０年（フ）第２７号
長崎県雲仙市小浜町マリーナ12番地　シーサイド１　管理室
債務者　秦　　晋哉
1　決定年月日時　平成30年５月８日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月13日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月13日午前10時15分
長崎地方裁判所島原支部破産係

平成３０年（フ）第２８９２号
東京都板橋区前野町１丁目32―３―102　ライオンズマンション常盤台第３
債務者　佐藤　　厚
1　決定年月日時　平成30年５月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９０６号
東京都足立区大谷田４丁目13―６―207
債務者　光山聡起こと　李　　聡起
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第２９１０号
東京都江東区亀戸２丁目42―６　日神パレステージ亀戸第２　306
債務者　佐藤　眞弓
1　決定年月日時　平成30年５月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月17日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月17日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部